

担当課名	クリーンセンター
案件名	ダスト混練機更新
案件の概要	ダスト混練機の更新を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 7 月 20 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	64,900,000 円（うち消費税 5,900,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、ダスト混練機の更新を実施するものである。</p> <p>ダスト混練機は、ばいじん(飛灰)に重金属安定剤と水を混ぜ合わせて、埋立処分した際にばいじんから重金属が溶出しないようにするための機械(設備)である。</p> <p>同混練機は、経年劣化により詰まり等が発生してきており、混練状態が悪い場合は重金属が溶出する可能性がある。その場合、埋立処分場の受入基準に抵触し搬入することが出来なくなり、焼却を長期停止せざるを得ない事態になる可能性がある。</p> <p>同混練機を含む焼却施設は特殊な設備により構成されており、その更新作業には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却施設を稼働しながら更新作業を進めていく必要があり、安全性についても配慮することが求められる。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており更新実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当)</p>